

## 環境厚生常任委員長報告

(R 1 . 1 2 . 2 3)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 1 号議案、令和元年度一般会計補正予算の本委員会所管分**ではありますが、その主な内容は、

民生費では、本年 9 月診療分から制度を拡充しているこども医療費助成経費をはじめ、障害者福祉サービス事業経費、児童扶養手当経費などの扶助費における、今年度の所要額見込みの増加に伴う増額補正、

衛生費では、国道 9 号の若宮橋架替工事に伴い支障となる、し尿処理施設若宮工場の排水管撤去等に要する経費として、し尿処理施設管理経費の増額補正であります。

災害復旧費では、昨年の災害により被害を受けた大阪湾広域廃棄物埋立処分場における復旧事業費が計上されております。

また、債務負担行為については、<sup>じんかい</sup>塵芥処理施設の運転管理に係る経費などについて設定されております。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第2号議案、令和元年度介護保険事業特別会計補正予算**については、国庫補助金を財源とした、包括的支援事業に要する経費を増額する一方、介護サービスにおける給付経費の精算見込みに伴う減額を行うものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第3号議案、令和元年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算**については、保険料等の徴収見込額の増加に伴う、後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正であり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第6号議案、令和元年度病院事業会計補正予算**については、職員人件費及び材料費を増額補正するとともに、給食業務等の経費に係る債務負担行為について予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 1 1 号議案、災害弔慰金<sup>ちよういきん</sup>の支給等に関する条例の一部改正**については、災害弔慰金<sup>ちよういきん</sup>等の支給に関する事項を調査審議するための災害弔慰金等支給審査委員会の設置等に係る改正をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 1 2 号議案、亀岡市立認定こども園条例の制定**については、本梅保育所及び東本梅保育所を認定こども園に移行させるため、新たに認定こども園として、本梅こども園及び森の自然こども園東本梅を設置し、必要な事項を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 1 3 号議案、亀岡市立保育所条例の一部改正**については、認定こども園に移行させるため、本梅保育所及び東本梅保育所を廃止するとともに、その他の規定整備を図るものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

## 本梅保育所・東本梅保育所を認定こども園に移行

市立認定こども園条例の制定

可決（全員賛成）

市立保育所条例の一部改正

可決（全員賛成）

近年児童数が減少傾向にある本梅保育所および東本梅保育所の児童数の増加を目指し、両保育所を認定こども園に移行させるため、新たに本梅こども園および森の自然こども園東本梅を設置し、必要な事項を定めるもの。認定こども園とは、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に行う機能と、地域の子育て支援を行う機能を持った施設である。また、退職などによって保護者の就労状況などが変化した場合でも、空きがあれば同じ施設に継続して通園できる

ことが特徴の一つである。

【主な質疑】

**問** 現在入所している児童は、認定こども園に移行した場合に、何か変わることはあるのか。

**答** 認定こども園に移行しても同じ保育利用である。幼稚園として利用する1号認定の児童については、同じクラスで保育を受け、午後2時までの利用となる。

**問** 他の地域からも入園を希望されているのか。

**答** 今年度から自然保育を実施していることもあり、他の地域からも入園の申し込みがされている。